

【買い取り規約条項】 ※必ずご確認ください**■買い取りの流れについて**

- お客様が当社所定の「買取見積依頼書」により買取見積依頼のお申し込みをされた場合、本規約にご同意いただいたこととみなします。あらかじめご了承ください。
- お客様が買取を希望される場合、当社所定の「買取見積依頼書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ買取を希望される機器（以下、目的物件という）に添付のうえ元払いで当社指定の引渡場所まで本規約の「買取品の送付について」の条項に従って送付してください。
- 当社が目的物件を受領後、当社所定の基準により査定を行い、査定の結果と当社の買取価格（以下、売買代金という）を「買取見積依頼書」記載のお客様の連絡先まで当社所定の「買取明細書」で連絡いたします。
- お客様（以下、売主という）が「買取見積依頼書」において、「自動承認（買取見積から査定金額の変更および機器明細変更があっても、そのまま目的物件を引き渡します）」を選択した場合は、当社（以下、買主という）による査定が完了した時点で目的物件に関する売買契約（以下本契約という）が成立するものとします。
- 売主が「買取見積依頼書」において、「査定結果（買取支払金額）を確認してから承認します」を選択した場合は、売主は買主へ売買代金の確認結果を連絡するものといたします。売主が売買代金に同意される場合は、「買取明細書」に同意の記載をし、押印欄に記名、押印のうえ買主所定の連絡先まで送付して下さい。目的物件に関する本契約は、売主が送付した「買取明細書」を買主が受領した時点で成立するものとします。逆に、売主が売買代金に同意せず、目的物件の返却を希望される時は、「買取明細書」にその旨記載し、記名、押印のうえ買主まで送付して下さい。「買取明細書」受領後、目的物件を着払いで買取明細書記載の売主住所まで返送いたします。
- 買主は、買取明細書に記載の支払条件のとおり売買代金を売主に支払うものとします。
- 目的物件の所有権は、目的物件の引渡し完了と同時に売主から買主に移転します。

■買い取り対象製品について

- 買主が買い取り可能な製品は、デスクトップパソコン、ノートパソコン、液晶ディスプレイ、スマホ、タブレットです。なお、買主が買い取りの対象とする製品のみとなります。破損、故障の場合でも、買い取りいたします（一部条件付）。各種ケーブル・その他添付品につきましては、目的物件の付属品として対応いたします。標準付属品が欠品している場合は、減額となる場合があります。
- 一部、ユーザー登録（インターネット登録）を行わないと使用できない製品に関しましては、お申し込みいただく前に、ユーザー登録解除をお願いいたします。ユーザー登録解除をされていない場合は、買い取りできません。
- WiMAX、Air H[®]等搭載した通信契約の必要な製品に関しましては、お申し込みいただく前に、必ず契約の解除をお願いいたします。契約の解除が行われていない製品の買い取りはできません。
- また、万一解約されないままご売却された場合、ご売却後に発生する通信料等の各種料金、各種手続き等について、買主は一切の責任を負いません。
- 上記の他、査定の結果、買い取り対象製品でも買い取りできない場合がございます。その場合、「買い取りの流れについて」第5項に準じて目的物件を売主まで着払いで返却いたします。

■物品状態について

- 売主は、目的物件の引渡し完了前に生じた目的物件の滅失・毀損・減量・変質その他一切の損害について、買主の責に帰すべきものを除いてこれを負担するものとします。
- 売主は、なんら負担・制限のない目的物件の所有権を有していることを保証します。
- 記載事項と実際の対象品やその状態等が異なる場合、買主の判断により本サービスの利用価格、買取価格など個別契約の内容を変更できるものとし売主は予めこれに同意するものとします。

■取引対象、取引確認について

- 取引対象は法人からのみとし、買い取りいたします。
- 古物営業法により、取引相手の確認が義務付けられています。買取見積合計金額が1万円以上の場合には、古物営業法に則り、別途、身元確認させていただきます。確認書類の確認ができない場合は、買い取りすることができませんので、あらかじめご了承ください。
- 所轄警察署の指導により、ご提示いただいた確認書類およびお申し込み品に関してご質問させていただく場合があります。
- 電話・郵送などにより取引確認をさせていただく場合があります。
- 確認書類のコピーもしくは原本は、売主の個人情報とともに古物営業法に従い古物台帳として保管し、取り扱いも同等といたします。

■買取品の送付について

- 必ず見積申し込みいただいた日から、送付期限までに、元払いで指定先まで送付ください。運送中に故障・破損しないよう厳重に梱包ください。
- お申し込み品の発送にかかる梱装箱・梱包資材・送料は、お客様負担となります。また、運送中に発生した物品の故障・破損につきましては、買主では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 事前にお申し込みがなく買主に届いた場合は、査定に時間が掛かる場合がございますのであらかじめご注意ください。また、着払いで返送させていただく場合もございます。
- 着払いでの送付は受け付けておりません。着払いでお送りいただいた場合は、受け取り拒否または相当額を査定結果より差し引くなどさせていただきます場合がございます。

■個人情報、機密情報について

- 目的物件に「個人情報」「機密情報」等その他重要なデータ（以下、重要情報という。）が格納されている場合は、事前に消去のうえ、買い取りを依頼するものとします。売主において重要情報を消去せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合買主は責任を負わないものとします。
- 個人情報保護方針として、売主のお名前、ご住所、電話番号、Eメールアドレスのような個人を特定できる情報（以下「個人情報」といいます）をプライバシーと認識し、保護することが買主の社会的責任と考えています。これを確実に実践していくために「個人情報保護ポリシー」を定め、役員を含む全社員はこのポリシーに従い個人情報の適切な取り扱い、管理に努めます
- 個人情報保護ポリシー、取り扱い詳細については、下記URLよりご確認ください。
https://www.dis-sas.co.jp/content_1.html

■査定・データについて

- データ消去は売主で実施のうえ、本サービスをご利用ください。
- パソコン本体等にBIOSパスワード・管理者パスワードなどを設定している場合は、パスワードを解除しておいてください。パスワードの解除ができない場合は、査定が行なえず、返却となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 目的物件に内蔵・添付のハードディスク・フラッシュメモリー等の各種記憶装置・媒体は買主入荷後に初期化もしくはデータ消去いたします。初期化作業後に物品の返却が発生した場合でも、データに関する責任は負いかねます。
- 売主が本体購入後に保存されたプレインストールされたもの以外のプログラム・データ等は、買主入荷後に消去しますので、必要なものはバックアップしてください。万一残存していた場合は、これらに関する権利を放棄したものとみなします。物品にプレインストールされたOS、プログラムソフトなどに関する権利は、譲渡とともに放棄したものとみなします。
- 買主入荷後の初期化もしくはデータ消去に伴う、直接または間接的に生じた損失などについての責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。売主に対してのデータ消去を保証するものではありませんので、買主への譲渡が成立後、万が一データが復元された場合でも買主は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 目的物件が未開封品であっても、動作確認・物品確認のため開封いたします。開封後に目的物件の返却が発生した場合でも、買主は開封についての責任は負いかねますのでご了承ください。
- 目的物件の返却が生じた場合でも、物品状態やシステム環境・データを買主入荷前の状態へ復元することは一切出来ません。
- 目的物件に「液晶保護フィルム」など各種保護フィルム・カバー等が貼ってある場合は、買主入荷時の状態確認の際に剥がす場合があります。この場合、再利用できない状態になることが多いため、剥がした液晶保護フィルム・カバー等に関しましては、お申し込み時の状態で返却はできませんので、あらかじめご了承ください。また、剥がすのが困難なものや剥がした場合に跡がのこるものに関しては、買取見積金額（支払金額）が減額する場合があります。

■物品の保管・返却について

- 売買契約が成立する前にキャンセルされた場合（査定結果にご了承いただけない場合など）は、目的物件は着払いで返却いたします。
- 買主が買取対象外としている目的物件が送られてきた場合は、目的物件は着払いで返却いたします。
- 売買契約が成立した後の目的物件の返却・取引のキャンセルはできません。
- 目的物件のお預かり後、売主のご都合などによりご連絡つかないことに起因し、売買契約成立に至らないまま1ヶ月以上経過した場合は、買主で任意に目的物件を処分いたします。

■買取見積金額、支払金額について

- 見積有効期限を経過しても売買契約が成立しない場合は、買取見積合計金額は適用されず、売買契約成立時の買取金額が適用されます。
- 買主で査定した結果、目的物件の状態に問題がなければ買取見積金額でのお支払いとなりますが、付属品の欠品やキズ・汚れなどがあつた場合、もしくは動作など物品の状態に問題があつた場合は、減額・買取不可となる場合もあります。
- 改造・改修等がある場合や、部品の交換や増設されている目的物件は、査定・修理・リカバリ等に問題を生ずる事がある為、減額・買取不可となる場合があります。
- 買主の査定員が査定した結果、最終的な支払金額が決定し、その金額での支払となります。
- 売買契約成立後のキャンセルはできません。
- 売買代金は買主が「買取明細書」記載の支払条件で支払うものとします。
- 事由の如何を問わず指定の銀行口座まで支払ができない場合は、買主は売主に対して「買取明細書」記載の連絡先まで連絡、確認をしますが、その場合買主は支払遅延の責めを負わないものとします。
- 前項の場合で、支払のできない状況が継続して支払日より2年経過した場合、買主は売買代金の支払義務を免れるものとします。

■全般について

- 売主および買主は、本規約または売買契約（以下、総称して本規約という）に関連して知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承諾なくして第三者（買主の関連会社および協力会社を除く）に開示し、公表し、又は漏洩しないものとし、また本規約上の義務を履行する目的以外の目的のためにこれらを使用してはならないものとします。
- 売主および買主は、相手方が本規約に違反したことにより損害を被つた場合、相手方に対し損害の賠償をその直接の損害に限り、1回の売買代金を限度として請求することができるものとします。
- 売主および買主は、相手方の事前の書面による承諾なく、本規約上の権利・義務を第三者に譲渡、買入れし、または引き受けさせることができないものとします。
- 売主および買主は、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、またはその他の反社会的勢力に、現在および将来において属さないことを誓約するものとし、
- 売主および買主は、特約条項欄に特約条項を定めたときは、その条項は本規約と一体となり、これを補完または修正するものであることに合意します。
- 売主および買主は、本規約の各条項に疑義が生じたとき、または本規約に定めのない事項については、信義に基づき誠実に協議して解決するものとします。
- 買主は本規約を変更することができるものとし、その場合売主所定の方法により速やかにお客様に連絡するものとします。なお、変更前に売買契約が成立している場合は変更前の本規約が適用されるものとします。
- 売主および買主は、本規約について争いが生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

以上